

令和4年4月11日

保護者の皆様

横浜市立田奈小学校
校長 大原 敦子

学校給食費減額に関するお知らせ

新学期を迎えるのにふさわしく若葉の美しい季節となりました。保護者の皆様には、ますますのご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

学校給食では、様々な事情により学校給食を受けることができない場合、減額を受けることができます。減額の対象となる事由は以下の通りです。

学校給食を受けることができない理由	保護者の手続き	学校への連絡
病気や事故、中学校受験など14日以上連続して学校給食を喫食できない	減額申請が必要	原則、事前連絡
※新型コロナウイルス感染症に起因する臨時休校、学級・学校閉鎖により連続する4日以上給食実施日において学校給食を喫食できない	不要	不要
※新型コロナウイルス陽性判断及び保健所指示により連続する4日以上給食実施日において学校給食を喫食できない	減額申請が必要	わかり次第、すみやかに

※新型コロナウイルス感染の社会的状況により、変更となる場合がございます。

1 お手続き方法

学校給食では給食物資を事前に発注・準備していることなどから、原則的に事前に減額申請のあった方のみ減額対象となっております。そのため減額を受けられる方は「学校給食減額連絡票」のご提出の必要がございます。以下の方法により「学校給食減額連絡票」を取得し、必要事項をご記入ください。

インターネット環境のあるご家庭

田奈小学校ホームページ、もしくは教育委員会事務局のWebサイトからダウンロードしてください。

インターネット環境のないご家庭

田奈小学校事務職員までご連絡ください。お子様経由で配付させていただきます。

裏面あり

2 ご提出先

以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 保護者様が直接事務室までお持ちいただきご提出。
- ② お子様を通じ担任経由でご提出。（担任へ提出するまでの間に紛失された場合の責任は負いかねますのでご了承ください。）
- ③ 学校へ郵送でご提出。

〒227-0064

横浜市青葉区田奈町51-13 田奈小学校 事務職員 竹下いつみ

3 注意点

- ・新型コロナウイルス感染の社会的状況により減額対象が変更される可能性があります。その際は再度お知らせさせていただきます。
- ・原則的に事前に「学校給食減額連絡票」のご提出があった方のみ減額対象となっております。「学校給食減額連絡票」をご提出いただけない場合は減額対応ができない場合がございますのでご了承ください。

この件について、ご不明な点がある場合は次の連絡先にお問い合わせください。

横浜市教育委員会 健康教育課・食育課 Tel : 045-671-3696